

兵庫県公共料金等請求書取りまとめ及び支払代行業務委託（単価契約）

仕様書

1 業務名

兵庫県公共料金等請求書取りまとめ及び支払代行業務委託（単価契約）

2 使用する用語

(1) 県；兵庫県

(2) 本庁各課；兵庫県行政組織規則に規定される本庁各課室、兵庫県教育委員会行政組織規則に規定される本庁各課及び兵庫県警察の組織に関する規則に規定される各課室所隊
※令和7年度より本庁舎再編事業が予定されており、本庁各課の公共料金において増減が発生する可能性がある。（詳細は現時点で未定）

(3) 地方機関；兵庫県行政組織規則に規定される地方機関、兵庫県教育委員会行政組織規則に規定される地方機関及び教育機関並びに兵庫県警察の組織に関する規則に規定される警察学校
但し、指定管理者制度導入施設（兵庫県 HP 参照）は除く

※ 以下のものは本仕様書上の地方機関には含まないものとする。

① 「兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例」、「兵庫県立中等教育学校の設置及び管理に関する条例」並びに「兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例」の各条例に規定する学校

② 「警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例」に規定する警察署、並びに「交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則」に規定する交番、警備派出所及び駐在所

(4) 集約事業者；本業務委託における委託契約者(企画提案コンペ時には契約を希望する者)

(5) 供給事業者；県に対して公共サービス（通信、電気、ガス、上下水道等）を直接提供する事業者
(例；NTT や関西電力等)

(6) 公共料金；公共サービス（通信、電気、ガス、上下水道等）の対価。
供給事業者からの請求金額。
県が本来支払うべき金額。「公共料金の本体部分（原資）」。

3 目的

本庁各課に請求される通信費及び光熱水費の公共料金の請求書の取りまとめ事務を委託するとともに、供給事業者に対する支払の代行業務及び請求データの報告等業務を行うことを目的とする。

4 委託業務の概要

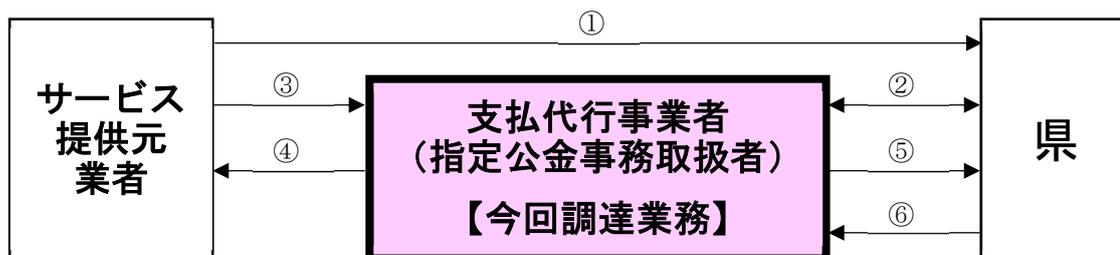
(1) 集約事業者は県が指定する公共料金を県に代わって供給事業者を支払う。

(2) 集約事業者が県に代わって供給事業者へ支払った毎月の公共料金を、県は毎月1回後払いにより一括して集約事業者に対して支払う。但し年度末出納閉鎖期間中（5月分）の支払方法については、契約締結後、県と集約事業者間で協議（※）の上、決定する。

※；想定される協議内容；「後払い一括」「前払い後精算」等支払方法、当該支払方法を定める時期

(3) 公共料金の本体部分とは別に県は集約事業者に対して委託料を支払う。この委託料については、契約単価（税抜き）に支払件数（数量）を乗じた金額の1ヶ月分の合計金額に消費税相当額を加算して支払う。

【モデル図】



- ① 電気・ガス・電話・水道などの公共サービスの提供
- ② 請求書集約化業務委託+公金の支出委託
- ③ サービス毎の請求書提出
- ④ 支払代行事業者(指定公金事務取扱者)からサービス提供元業者へ個別支払
- ⑤ 集約した公共料金月額(総額)請求
- ⑥ 県から支払代行事業者(指定公金事務取扱者)へ総額支払

※①～⑥は業務手順ではない。

5 契約期間

契約日は令和6年11月（予定）とする。

但し、令和6年11月（予定）からは請求書の送付先を順次変更していく期間となるため、この間は県から集約事業者へ支払う委託料の算定には入らない。委託料算定の対象となるのは、請求書送付先変更が完了し、集約事業者が供給事業者へ支払いを開始したものから順次対象となる。

契約終期は令和11年10月（予定）とする。（5年間の長期継続契約）

6 履行場所

集約事業者の事務所又は支払業務を実際に行う場所（別途定める県への報告内容のとおり）

なお、集約事業者（後述する再委託者、再々委託者及び再々委託以降の委託者も含む）が業務の都合上、在宅勤務を実施する場合はこれを妨げない。但し在宅勤務時においても上記事務所等で業務を実施する場合と同じく、情報流出等への注意義務を怠らないこと。

7 契約単価

契約単位（契約回線単位や契約番号単位など）の価格（単価）とする。

別紙契約単価表のとおり

8 予定数量（令和6年6月実績をもとに算出）

（1）1か月分の契約・回線数

通信費 約8,800件

光熱水費（電気160、ガス45、上下水道40）約250件

（2）1年間分（（1）×12ヶ月分）

通信費 約105,600件

光熱水費（電気1,920、ガス540、上下水道480）約3,000件

（3）契約締結後において、県側の事情（組織改正や県事務処理の都合等）により、契約期間中（年度内）であっても数量が増減することがあるが、当該増減分についても、請求書取りまとめ及び支払代行業務の対象とする。（数量増減等の注意事項については別途記載する。）

9 委託業務内容

（1）概要

- ① 公共料金の請求書の取りまとめ業務
- ② 供給事業者に対する県が使用した公共料金の支払代行業務
- ③ 上記①及び②に係る委託料の請求
- ④ 供給事業者から送付された請求書内訳のデータ処理化及び本県への報告
- ⑤ 請求書原本の保管

（2）公共料金請求書の取りまとめ

① 請求書送付先の変更

（ア）集約事業者は委託契約締結後に供給事業者に対して請求書送付先変更に必要な手続きを実施し、当該手続きが完了した対象請求書から本業務（供給事業者への支払代行業務）を開始すること。

（イ）送付先変更手続きの処理日や変更可能時期は供給事業者が定めたスケジュールによるが、本業務委託契約締結後、概ね3ヶ月以内に対象の請求書全ての送付先変更を完了すること。当該機関内に変更手続きが完了しない場合は県にその旨申し出たうえで、県の指示を仰ぐこと。

（ウ）集約事業者は本業務の対象となる請求を一覧として整理し、県に提出すること。契約開始後、数量の変化や県側の担当所管課の変更など本業務に係る変更は当該一覧でもって管理・対応し、県と集約事業者の間で齟齬が発生しないように相互に確認を怠らないこと。

② 追加手続（数量増減）等

（ア）対象請求書の追加、廃止、契約変更等を行う場合、県は集約事業者へ通知する。

（イ）県が前項の通知を行わなかった場合であっても、供給事業者の請求内容及び供給事業者への情報照会等に基づき、集約事業者において県の契約と判断できる理由があるときは、当該通知があったものとみなし、本業務を進めること。また県に対して、当該処理について集約事業者は速やかに報告すること。

③ 県の協力義務

①、②の請求書送付先変更にあたって、県は必要な協力を集約事業者に対して行う。

（3）供給事業者への県分の支払

集約事業者は供給事業者から集約事業者に届いた請求書の料金を供給事業者の定めた支払い期限までに本県に代わって支払うこと。

(4) 公共料金の一括請求

① 請求

(ア) 集約事業者が供給事業者に支払った公共料金1ヶ月分を、当月末日を締め日として本県に対して翌月末日までに一括して請求を行い、県は集約事業者に対して翌々月10日までに支払を行うこと。

また、出納閉鎖期間内5月支払分については、本業務委託契約締結後、詳細を県と集約事業者間で協議(※)の上、決定する。

※；想定される協議内容；「後払い一括」「前払い後精算」等支払方法、当該支払方法を定める時期

対象となる請求書は、

(初年度) 利用期間が「契約日から令和7年3月31日」までのもの

(2年目から契約満了年度の前年度まで) 「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」2年目は例の記述であり、以降の年度については同様の取り扱いとする。

(契約満了年度) 「令和11年4月1日から令和11年10月末日(予定)まで」

とする。

但し、供給事業者に対する支払の期限が通常であれば3月31日であるところ、銀行休業日等の関係から4月1日もしくは4月2日となるものについても、3月31日に支払を行ったことと同様に扱うこと。

(イ) 供給事業者の都合で料金補正が別途行われ、該当月の請求金額に変更が生じた場合、集約事業者は本県に対し、料金返還または加算請求を実施するものとする。

(5) 支払内容に係るデータ提出について

集約事業者が実際に供給事業者に対して支払った内容を県に対して報告すること。

① 提出方法

供給事業者からの請求内容を県に対して報告すること。

報告項目は供給事業者から送付される請求書単位とし、報告する時期は1ヶ月単位をまとめて、県への請求と同じ時期(翌月末日)とする。

県側の確認手段としては、基本的にパソコン操作によるが、エクセルでの作業用として、データの取り出しも可能とすること。

報告方法の例としては「委託契約相手方開設のHP等で確認する」「委託契約相手方が運営しているシステムへのアクセス権を県に付与する」等があげられる。どの方法でもって対応するかは別途実施される企画提案型プロポーザルにて明らかにするとともに、県に対して十分な説明を行うこと。

② 報告(提示)内容

少なくとも下記の項目について、県に対して供給事業者ごとに、請求書単位で整理の上、報告すること。(この項目から任意で報告項目数を増やすことは妨げない。)

(ア) 供給事業者名

(イ) 供給事業者ごとに請求された県の課室名(部局名含む)

(ウ) 請求項目、契約回線名もしくは契約番号名等、請求書金額の内訳にあたるもの

(エ) (ウ) ごとの金額

(オ) (ウ) ごとに記載された使用内容(使用期間など)

なお、上記5項目以外で何らかの問題や必要性が生じた場合は、県と集約事業者との間で協議の上、誠実に対応すること。

また、請求金額において、平時に比べて異常値を示した場合（異常値の詳細な定義は契約締結後別途協議）は、その事実を認識した段階ですみやかに県に報告すること。当該異常値を示した支払については、その取扱について県と協議すること。

③ 報告時期

集約事業者による請求書とりまとめ作業が終了し、県に対して請求を行う時点で報告すること。

県は集約事業者に対して、公共料金原資部分及び委託料金を支払う際に、請求内容の確認を県内部で行う必要があるため、必ず先記報告時期（翌月末日）は厳守すること。（報告先は別記のとおり）

（6）請求書原本並びに関係書類の保存

① 保存期間

集約事業者は供給事業者から送付のあった請求書原本を初年度の場合、契約年度から起算して8会計年度（※）の期間、保存する。以降、次年度以降においても保存期間に対する考え方は同様で、当該年度から起算して8会計年度の間は保管することとし、契約満了年度においても、その年度から起算して8会計年度間は保管を要する。（※）会計年度；4/1～3/31で1会計年度とする。

保存に際しては、その保存環境に注意し、原本が毀損することがないように、注意すること。

② 閲覧

集約事業者は県の要請に応じて、請求書の閲覧（基本はデータによる閲覧；例としてはPDFソフトによるもの）に応じなければならない。

その際、県は集約事業者に対して事前に（相当期間を空けて）閲覧の連絡を行うこと。

相当期間や閲覧方法の詳細については契約締結後別途協議とする。

（7）報告に係る別途協議事項

以下の項目については、委託契約締結後に詳細を県と集約化事業者との間で協議をして決定する。

「上記（5）②に規定する報告内容についてのレイアウト等の詳細」

企画提案型プロポーザル時のプレゼンテーションにおいて、提案内容の一部に含めることは妨げないが、契約締結後に必要があればレイアウトや書式等の変更協議には応じること。

10 契約終了時における取扱について

委託契約期間満了等により委託契約が終了し、集約事業者が変更になる場合において、供給事業者への支払業務に支障をきたすことのないよう、あらかじめ本仕様書において、必要な事項を記載、周知し、効率的かつ円滑な業務の引継ぎを可能にする。

※本仕様書中、当「10 契約終了時における取扱いについて」における用語の意味は次のとおりである。

現委託契約；契約期間満了等により契約期間が終了する契約。

次期委託契約；現契約終了後に締結される契約

現事業者；今回契約する集約事業者

次事業者；今回の契約が終期を迎えた後の次期集約事業者

（1）契約期間満了等による委託契約終了年次において県が行うべき内容

① 契約終了時から起算して2ヶ月前には、次事業者の選定を終えておくこと。

② 業者選定を終えた後、現事業者に対して、次事業者の名称や連絡先等必要な情報を遅滞なく連絡すること。（当該情報は次事業者選定時に、次事業者から聴取しておくこと）

③ 契約書には、「現・次両事業者及び県を含めた3者で引継ぎを実施する」旨明記すること。

④ 県は現・次事業者が一同に会する機会（いわゆる顔合わせ）を調整した上で、引継ぎ事項の確認、進捗管理等を行うこと。

(2) 契約期間満了年次における現事業者が行うべき内容

- ① 県から示された次事業者に対して、これまで行ってきた業務に関する情報（請求書の内容や支払データ等、受託期間中に知り得た情報、県に提出した支払データのサンプル等）は全て引継ぐこと。
- ② 次事業者へ引継ぐ内容の詳細は別途県と協議して明文化すること。
- ③ 現委託業務の対象となる支払を完了した後に届く請求書については、遅滞なく、次事業者に送付すること。

送付に際しては、次事業者の支払を考慮して、一括して送付するのではなく、請求書が到達次第順次、行うこと。

また送付した請求内容、送付した日付を記録し、引き継ぎ完了時まで保管すること。

- ④ 送付に要する費用は現事業者が負担すること。
- ⑤ 次事業者による請求書送付先の変更が間に合わず、現事業者宛に現委託契約対象外となる請求書が届いた場合であっても、次事業者に遅滞なく当該請求書を送付すること。
- ⑥ 引継ぎに際して問題が発生し、次期委託契約に関して、次事業者からその対処方法等の協議を受けた際には、真摯に対応すること。

(3) 契約満了年次における次事業者が行うべき内容

- ① 次事業者は次期委託契約期間の始期より、供給事業者に対して請求書の送付先変更の手続を開始しなければならない。
- ② 現事業者から送付される請求書を問題なく受領できる窓口（現事業者側からであれば「送付先」）をすみやかに創設し、県及び現事業者に連絡すること。
- ③ 請求書の受領後、県から示された次期委託業務の対象となる請求内容と照合し、齟齬がないか確認するとともに、もし齟齬等があれば、すみやかに県に連絡すること。その際、受領日等の記録を残すこと。
特に「対象内容に提示されている請求に該当する請求書が届かない（すなわち当該状態を放置した場合、請求元である供給事業者に対して支払遅延が発生する）場合」は、その事実が判明次第、県及び現事業者に照会し、発生原因及びその対処方法を協議すること。（上記(2)⑥参考）
- ④ 請求内容確認後は、請求書に記載の支払期日までに遅滞なく請求金額を支払うこと。
- ⑤ 請求書到達後、供給事業者に対して請求書送付先の変更手続を行う際には、現事業者への誤配送防止のため、変更手続を一括して行うのではなく、請求書到達の都度行うこと。また(3)②と同様に変更手続を行った日時や手続申請方法等を記録しておくこと。
- ⑥ 変更手続に要する費用は次事業者が負担すること。
- ⑦ 次期委託業務の対象である全請求の送付先変更が完了した時点で、次事業者は県に対して完了の旨報告すること。

(4) 現・次事業者が行うべき（従うべき）内容

- ① 引継ぎについては遅滞なく実施し、業務に空白期間が生じないように両者とも最善を尽くすこと。
- ② 現委託契約から次期委託契約に移行する際に発生した瑕疵により、県が損害を被った場合、以下の基準により判断された者が責任を負うものとする。（もしくは不問とする）
 - (ア) 現事業者からの請求書送付時点で瑕疵があった場合；現事業者
（但し、(2)③の記録等により送付行為に瑕疵がなく、送付手段において瑕疵があったと現事業者により証明された場合（例；郵便事故）には現事業者の責任は不問とする。）
 - (イ) 次事業者が請求書受領から送付先変更手続の過程で瑕疵があった場合；次事業者
（但し、(3)②及び④の記録等により受領や変更手続行為に瑕疵がなく、各々の手段において瑕疵があったと次事業者により証明された場合（例；郵便事故）には次事業者の責任は不問とする。）

- (ウ) その他、損害の発生事由が風水害、地震その他の天災や現・次事業者の責に帰すべき原因ではないと県が判断した場合；両者とも責任は不問とする。
- ③ 引継ぎについて、本仕様書に定めがなく、現・次どちらの事業者に属する業務か判断が付かない場合、すみやかに県に報告し、その指示に従うこと。

1 1 その他

- (1) 本仕様書の質疑については、すみやかに担当職員に確認し、県の指示に従わなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県の指示を仰ぐこと
- (3) 本委託契約は本仕様書記載の内容に基づいて行われるほか、記載内容については兵庫県財務規則（昭和39年規則第31号）に従うものとする。
- (4) 契約に際しては、兵庫県財務規則に定める手続（契約保証金の納付か、もしくはこれに類する手続き）を行うこと。（契約保証金の計算方法は下記参照）
- (5) 県は、業務上必要な場合には、事前に利用明細及び請求書の写しを集約事業者に請求することができる。この場合における謄写の費用は県が負担するものとし、集約化事業者が交付できる期間を考慮し、相当期間を猶予の上請求するものとする。
- (6) 供給事業者からの本委託業務に関連しない事項の連絡は集約事業者を介さず、県に対して直接行われる場合があること、並びにかかる連絡を可能にするために集約事業者は県仕様書記載の県連絡先及び担当者へ供給事業者の求めに応じて伝える場合があること。
- (7) 今回、本庁各課限定で公共料金等請求書取りまとめ及び支払代行業務委託を実施するが、その効果が見込みどおり発生する場合、県は当該業務の対象を県民局等の地方機関への拡充することを検討していく。
- (8) 本委託業務締結の翌年度以降において、県の歳入歳出予算中、当該業務委託に係る金額が減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (9) 別に定める「暴力団等の排除について」「個人情報取扱特記事項」「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を遵守すること。

(10) 補注

契約保証金の計算方法（例示）

① 条件

単価契約 1件 100円（税抜き）、年度内1月あたり予定数量 1,000件
年度内契約月数 6ヶ月、長期継続契約 5年間（12ヶ月×5年間＝60ヶ月）

② 契約保証金算出

契約保証金算定基礎額 @100×1.1×1,000件×60ヶ月＝6,600,000円

契約保証金 6,600,000円×10/100＝660,000円以上の金額

契約保証金算定にあたっては、財務規則により「長期継続契約に係る契約保証金の算定基礎となる契約金額は、契約期間に相当する額とするものであること。」と記載されている。

③ 次年度以降の注意点

長期継続契約のため、年度ごとに払い出し・預け入れの作業はしない。

但し、契約保証金算定基礎額（現契約金額）が現行の6,600千円から2倍以上になった場合、契約保証金を新たに算定し直し、差額分の追加納付をすること。

以後、現契約金額から2倍以上の変動があれば契約保証金についても見直す。

(→ この場合、基準は「現契約金額」であり、「当初契約金額」ではない。)

12 連絡先

兵庫県出納局会計課

所在地：神戸市中央区下山手通5-10-1

電話番号：(078) 362-3651

ファックス：(078) 362-3939

Email：kaikeika@pref.hyogo.lg.jp

契約単価は、次のとおりとする。

また、契約単価には、消費税及び地方消費税額は含まないものとする。

委託料金（1か月当たり）

種 類	単 位	契約単価
通信費※	1 回線	〇〇〇円
電気料金	1 契約	〇〇〇円
ガス料金	1 契約	〇〇〇円
上下水道料金	1 契約	〇〇〇円

※ 通信費の中には携帯電話料金、携帯電話使い分けサービス料金も含まれる。

指定公金事務取扱者について

集約事業者は県から「指定公金事務取扱者」として指定されることとなる。
以下、「指定公金事務取扱者」について定める。

(1) 定義

地方自治法上の「指定公金事務取扱者」として位置づけられ、要件具備に必要な条件や公金事務の委託に関する事項等は次項のとおりである。

(2) 指定公金事務取扱者の要件

地方自治法243条の2第1項、第5項及び第6項（同条第7項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

① 地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

→「公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること」とは、概ね次のような要件を満たすことが求められるものであること。

(ア) 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

(イ) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

② その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

→「その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」とは、概ね次のような要件を満たすことが求められるものと考えられるものであること。

(ア) 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

(イ) コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

③ 前記①及び②に掲げる要件を具備していることを確認できる資料を県に提出すること。

(例；決算書（直近のもの）、社内組織表、過去の類似業務実績をまとめたもの)

(3) 指定公金事務取扱者の指定、届出及び再委託等について

① 指定公金事務取扱者は以下の項目について、県に報告しなければならない。

(ア) 基本事項（名称、法人種別、代表者職氏名、所在地、担当部署名、責任者職氏名、電話番号）

(イ) 財産関係（先記（2）①、②のとおり）

(ウ) 人的関係（同上）

② 指定公金事務取扱者は、以下の項目を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を県に届け出なければならない。また、県はこの変更事項の告示を行う。

(ア) 名称

(イ) 所在地

- ③ 本公金支出委託事務における委託者、受託者及び再委託者等の関係性及び成立条件は次表のとおりである。

地方自治法上の根拠	委託者	受託者	委託する内容	条件等
第243条の2第1項	県	指定公金事務取扱者	公金の支出に関する事務	① 受託者は適切かつ確実に遂行することができる者として政令が定める者
第243条の2第5項	指定公金事務取扱者	再委託者	公金の支出に関する一部の事務	① 再委託者は適切かつ確実に遂行することができる者として政令が定める者 ② 指定公金事務取扱者は再委託について、あらかじめ県の承認が必要
第243条の2第6項	再委託者	再々委託者	再委託された公金の支出に関する一部の事務	① 再々委託者は適切かつ確実に遂行することができる者として政令が定める者 ② 指定事務取扱者の許諾が必要 ③ 指定公金事務取扱者は再々委託について、あらかじめ県の承認が必要
第243条の2第7項	再々委託者			① 当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同条第6項の規定を適用する。

(4) 指定公金事務取扱者への検査

- ① 県（会計管理者）は、指定公金事務取扱者に対して、定期及び臨時に公金事務の状況についての検査を実施した上で、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- ② 検査は必要に応じて、指定公金事務取扱者の事務所もしくは支払の実務が行なわれている場所に立ち入ることができる。またその際、検査を行う県職員に対して指定公金事務取扱者は保存する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問を受けさせなければならない。

(5) 指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務

- ① 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿書類（その作成または保存に代えて電磁的記録の作成または保存がされている場合における当該電磁的記録を含む）を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。保存期間については、後述9（6）①のとおり。
- ② 県は、本公金支出委託事務を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、帳簿書類に記載している内容に関して報告をさせることができる。

(6) 指定公金事務取扱者の指定の取消し

- ① 県は指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者としての指定を取り消すことができる。
- (ア) 地方自治法第243条の2第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなったとき。
- (イ) 地方自治法第243条の2の2第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

- (ウ) 地方自治法第243条の2の2第2項又は第243条の2の6第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (エ) 地方自治法第243条の2の2第3項の規定による立入りもしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をしたとき。

② 指定公金事務取扱者としての指定が取り消されたときは、県はその旨を告示する。

③ 指定公金事務取扱者の指定が取り消されたときは、本委託契約の解除理由となる。契約が解除されたときは、県又は県が指定する者に関係書類をすみやかに引き継がなければならない。

(7) 再委託者、再々委託者に係る義務の範囲

地方自治法第243条の2第5項から第7項に規定する再委託者、再々委託者についても、本項「8 指定公金事務取扱者について」で規定する指定公金事務取扱者に対して規定した諸項目について、同様の効果が生ずるとする。また、再委託者、再々委託者の行った行為について、指定公金事務取扱者は県に対して全ての責任を負うものとする。

以下の項目中、甲は「兵庫県」、乙は「集約事業者（本委託契約の受託者）」、再委託等は「再委託、再々委託及び再々委託以降の委託」と言う。

【暴力団等の排除について】

（暴力団等の排除）

第1 甲は、第3第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は再委託先等が暴力団等であると知りながら次項の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

第2 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第3 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第4 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

第5 甲は、契約からの暴力団排除に向けた取組を実効あるものとするため、契約締結時までに乙（第三者に行わせる場合を除く。）から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取するものとする。ただし、契約金額が200万円以下の契約をする場合はこの限りでない。

2 甲は、乙が第三者に行わせる場合においては、乙に対して、当該契約の締結時にその第三者から誓約書を徴取し、その写しの提出を求めるものとする。ただし、契約金額が200万円以下の契約をする場合はこの限りでない。

誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

年 月 日

兵庫県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 () ー 番
電子メール

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務所内において行うものとし〔又は「契約書において定めた場所で行うものとし」〕、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県公共料金等請求書取りまとめ及び支払代行業務委託契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

年 月 日

兵庫県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 () ー 番

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)